

山口県報

平成28年
3月31日
(木曜日)

目 次

○規則

山口県事務委任規則の一部を改正する規則(人事課)……………一
 職員の仕事等に関する規則の一部を改正する規則(人事課)……………一
 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(人事課)……………六
 一般職の職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則(人事課)……………六
 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人
 番号の利用に関する条例施行規則(学事文書課)……………七
 山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)……………七
 山口県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)……………二
 山口県文化芸術審議会規則の一部を改正する規則(文化振興課)……………二
 山口県観光審議会規則の一部を改正する規則(観光振興課)……………三
 山口県会計規則の一部を改正する規則(会計課)……………三

○訓令

山口県職員健康管理規程の一部を改正する訓令(給与厚生課)……………三
 山口県公印規程の一部を改正する訓令(学事文書課)……………三
 山口県広報事務取扱規程の一部を改正する訓令(広報広聴課)……………四
 山口県都市計画推進協議会規程の一部を改正する訓令(都市計画課)……………四

○企業管理規程

山口県企業局の組織等に関する規程の一部を改正する管理規程……………五
 山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程……………五
 山口県企業局職員給与規程の一部を改正する管理規程……………五



山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三十三号

山口県事務委任規則の一部を改正する規則

山口県事務委任規則(昭和四十四年山口県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

「第三目 削除」を削る。

「第四目 環境生活部に属する出先機関(第二十三条―第二十八条)」

「第五目 健康福祉部に属する出先機関(第二十九条―第三十三条の四)」

「第六目 商工労働部に属する出先機関(第三十四条―第三十七条)」

「第七目 環境生活部に属する出先機関(第二十三条―第二十八条)」

「第八目 健康福祉部に属する出先機関(第二十九条―第三十三条の四)」

「第九目 商工労働部に属する出先機関(第三十四条―第三十六条)」

「第十目 観光スポーツ文化部に属する出先機関(第三十七条)」

第十八条を次のように改める。

第十八条 削除

「第三目 削除」を削る。

第二十三条を次のように改める。

第二十三条 削除

第二章第一節第二款第四目を同款第三目とする。

第三十一条第五項第一号中

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百

十四号。以下この号において「法」という。)の施行に関する事務

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百

十四号。以下この号において「法」という。)の施行に関する事務

この号において感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行

に

に

に

に

に

規則（平成十年厚生省令第九十九号）を「施行規則」という。

改め、同号(49)中「(28)から(30)」を「(33)から(35)」に改め、同号中(49)を(60)とし、(48)を(59)とし、同号(47)中「第十七条第三項又は第四項」を「第十六条の第三項又は第六項」に、「(38)から(40)」を「(49)から(51)」に改め、同号中(47)を(58)とし、(38)から(46)までを(49)から(57)までとし、(49)の前に次のように加える。

(48) 法第四十五条第三項において準用する法第十六条の第三項又は第六項の規定に基づき、健康診断に関する事項について通知し、又は書面を交付すること。

第三十一条第五項第一号中(37)を(47)とし、(36)を(46)とし、(46)の前に次のように加える。

(43) 法第四十四条の七第一項の規定に基づき、検体の提出又は採取の勧告をするに
と。

(44) 法第四十四条の七第三項の規定に基づき、当該職員に検体採取させること。

(45) 法第四十四条の七第九項において準用する法第十六条の第三項又は第六項の規定に基づき、(43)及び(44)に掲げる事務に関する事項について通知し、又は書面を交付すること。

第三十一条第五項第一号中(35)を(42)とし、(42)の前に次のように加える。

(40) 法第三十七条第三項の規定による同条第一項の申請を受けること。

(41) 法第三十七条の二第二項の規定による同条第一項の申請を受けること。

第三十一条第五項第一号(34)中、「(28)から(31)」を「(31)から(36)」に、「第五十条第三項」を「第五十条第五項」に改め、同号中(34)を(39)とし、(28)から(33)までを(33)から(38)までとし、(33)の前に次のように加える。

(31) 法第二十六条の三第一項又は第三項の規定に基づき、検体若しくは病原体の提出を命じ、又は当該職員に検体若しくは病原体を無償で収去させること。

(32) 法第二十六条の四第一項又は第三項の規定に基づき、検体の提出若しくは検体の採取に必ずべきことを命じ、又は当該職員に検体採取させること。

第三十一条第五項第一号中(27)を(30)とし、(24)から(26)までを(27)から(29)までとし、同号(23)中「第十七条第三項又は第四項」を「第十六条の第三項又は第六項」に、「(10)、(11)及び(13)から(15)」を「(7)、(8)、(13)、(14)及び(16)から(18)」に改め、同号中(23)を(26)とし、(11)から(22)までを(14)から(25)までとし、同号(10)中「(1)から(23)まで及び(25)から(27)」を「(14)から(26)まで及び(28)から(30)」に改め、同号中(10)を(13)とし、(6)から(9)までを(9)から(12)までとし、(5)を削り、(4)を(8)とし、(3)を(7)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 法第十五条第三項の規定に基づき、当該職員に検体若しくは病原体の提出又は検体の採取の求めをさせること。

(4) 法第十六条の三第一項の規定に基づき、検体の提出又は採取の勧告をするに
と。

(5) 法第十六条の三第三項の規定に基づき、当該職員に検体採取させること。
(6) 法第十六条の三第五項又は第六項の規定に基づき、検体の提出若しくは採取の勧告若しくは検体の採取の措置に関する事項について通知し、又は書面を交付すること。

第三十一条第五項第一号に次のように加える。

(61) 施行規則第二十条の三第三項の規定に基づき、法第三十七条の二第一項の費用を負担するか否かを決定し、負担すべき旨を決定したときは、患者票を交付すること。

(62) 施行規則第二十条の三第五項の規定による医療を受ける病院又は診療所の変更の届出を受けること。

(63) 施行規則第二十条の三第六項の規定による患者票の返納を受けること。

第二章第一節第二款第五目を同款第四目とする。
第三十五条を次のように改める。

(計量検定所長委任事項)

第三十五条 山口県計量検定所長に次に掲げる事務を委任する。

一 計量法（平成四年法律第五十一号。以下この号において「法」という。）の施行に関する事務

この号において計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）を「施行令」とし、計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）を「施行規則」という。

(1) 法第十条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定を遵守していない者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告すること。

(2) 法第十条第三項の規定に基づき、(1)の勧告を受けた者がその勧告に従わなかった旨を公表すること。

(3) 法第十五条第一項の規定に基づき、法第十一条第一項若しくは第二項の規定を遵守していない者、法第十三条各項の規定を遵守していない者又は法第十四条各項の規定を遵守していない者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告すること。

(4) 法第十五条第二項の規定に基づき、(3)の勧告を受けた者がその勧告に従わなかった旨を公表すること。

(5) 法第十五条第三項の規定に基づき、(3)の勧告に係る措置をとらない者に対し、当該措置をとるべきことを命ずること。

(6) 法第十六条第一項第二号イの規定に基づき、特定計量器の検定を行うこと。

(7) 法第十六条第三項の規定に基づき、車両等装置用計量器の装置検査を行うに
と。

- (8) 法第十七条第一項の規定に基づき、製造者等に係る指定をすること。
- (9) 法第十九条第一項の規定に基づき、特定計量器の定期検査を行うこと。
- (10) 法第二十一条第二項又は第三項の規定に基づき、定期検査の実施期日等を指定すること。
- (11) 法第二十二条の規定による定期検査の対象となる特定計量器の数の報告を受けること。
- (12) 法第二十四条第一項の規定に基づき、特定計量器に定期検査済証印を付すること。
- (13) 法第二十四条第三項の規定に基づき、特定計量器に付された検定証印等を除去すること。
- (14) 法第二十五条第一項の規定による計量士の検査を受けた旨の届出を受けること。
- (15) 法第三十条第一項の規定に基づき、指定定期検査機関の業務規程の認可及び変更の認可をすること。
- (16) 法第三十条第三項の規定に基づき、指定定期検査機関に対し、その業務規程を変更すべきことを命ずること。
- (17) 法第三十二条の規定による指定定期検査機関の検査業務の休止又は廃止の届出を受けること。
- (18) 法第三十三条の規定による指定定期検査機関の事業計画及び収支予算並びに事業報告書及び収支決算書の提出を受けること。
- (19) 法第三十七条の規定に基づき、指定定期検査機関に対し、必要な措置をとるべきことを命ずること。
- (20) 法第三十九条第一項の規定に基づき、検査業務の全部又は一部を行うこと。
- (21) 法第四十条第二項の規定に基づき、特定計量器の製造の事業の届出を受けること。
- (22) 法第四十二条第三項において準用する法第四十条第二項の規定に基づき、(21)の届出に係る事項の変更の届出を受けること。
- (23) 法第四十五条第二項において準用する法第四十条第二項の規定に基づき、特定計量器の製造の事業の廃止の届出を受けること。
- (24) 法第四十六条第一項の規定による特定計量器の修理の事業の届出を受けること。
- (25) 法第四十六条第二項において準用する法第四十二条第一項の規定による(24)の届出に係る事項の変更の届出を受けること。
- (26) 法第四十六条第二項において準用する法第四十五条第一項の規定による特定計

- 量器の修理の事業の廃止の届出を受けること。
- (27) 法第四十八条の規定に基づき、届出修理事業者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずること。
- (28) 法第五十一条第一項の規定による特定計量器の販売の事業の届出を受けること。
- (29) 法第五十一条第二項において準用する法第四十二条第一項の規定による(28)の届出に係る事項の変更の届出を受けること。
- (30) 法第五十一条第二項において準用する法第四十五条第一項の規定による特定計量器の販売の事業の廃止の届出を受けること。
- (31) 法第五十二条第二項の規定に基づき、同条第一項の経済産業省令で定める事項を遵守しない販売事業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告すること。
- (32) 法第五十二条第三項の規定に基づき、(31)の勧告を受けた販売事業者がその勧告に従わなかつた旨を公表すること。
- (33) 法第五十二条第四項の規定に基づき、(31)の勧告に係る措置をとらない販売事業者に対し、当該措置をとるべきことを命ずること。
- (34) 法第五十三条第一項の規定による輸出のための特定計量器の製造の届出を受けること。
- (35) 法第五十三条第二項の規定による輸出のための特定計量器の販売の届出を受けること。
- (36) 法第五十五条の規定による輸出のための特定計量器の販売の届出を受けること。
- (37) 法第五十七条の規定による輸出のための特定計量器の譲渡等の届出を受けること。
- (38) 法第五十九条の規定による法第十七条第一項の指定に係る申請書の提出を受けること。
- (39) 法第六十二条第一項の規定による法第五十九条各号に掲げる事項の変更の届出を受けること。
- (40) 法第六十四条の規定に基づき、指定製造者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずること。
- (41) 法第六十五条の規定による法第十七条第一項の指定に係る事業の廃止の届出を受けること。
- (42) 法第六十七条の規定に基づき、法第十七条第一項の指定を取り消すこと。
- (43) 法第七十条の規定による特定計量器の検定に係る申請書の提出を受けること。
- (44) 法第七十二条第一項の規定に基づき、特定計量器に検定証印を付すること。

- (45) 法第七十二条第四項の規定に基づき、特定計量器に付された検定証印等を除去すること。
- (46) 法第七十五条第一項の規定による車両等装置用計量器の装置検査に係る申請書の提出を受けること。
- (47) 法第七十五条第二項の規定に基づき、車両等装置用計量器に装置検査証印を付すること。
- (48) 法第七十五条第四項の規定に基づき、車両等装置用計量器に付された装置検査証印を除去すること。
- (49) 法第八十条の規定による輸出のための特定計量器の製造の届出を受けること。
- (50) 法第八十二条の規定による輸出のための特定計量器の販売の届出を受けること。
- (51) 法第九十一条第二項の規定に基づき、届出製造事業者の工場又は事業場における品質管理の方法の検査を行うこと。
- (52) 法第九十一条第三項の規定に基づき、(51)の検査の結果を経済産業大臣に報告すること。
- (53) 法第九十五条第一項の規定による輸出のための特定計量器の製造の届出を受けること。
- (54) 法第一百条において準用する法第四十条第二項の規定に基づき、法第九十一条第一項の申請書の提出を受けること。
- (55) 法第一百条において準用する法第四十条第二項の規定に基づき、法第九十一条第一項第五号に掲げる事項の変更の届出を受けること。
- (56) 法第一百一条第一項の規定に基づき、基準器検査を行うこと。
- (57) 法第一百四十一条第一項の規定に基づき、基準器に基準器検査証印を付すること。
- (58) 法第一百四十一条第三項の規定に基づき、計量器に付された基準器検査証印を除去すること。
- (59) 法第一百五十一条第一項の規定に基づき、基準器検査成績書を交付すること。
- (60) 法第一百五十一条第三項の規定に基づき、基準器検査成績書の記載に消印を付すること。
- (61) 法第一百七十七条の規定に基づき、計量証明の事業の登録をすること。
- (62) 法第一百八十条の規定による計量証明の事業の登録に係る申請書の提出を受けること。
- (63) 法第一百八十条第一項の規定による計量証明の事業の実施の方法に関する事業規程の届出及び変更の届出を受けること。
- (64) 法第一百八十条第二項の規定に基づき、計量証明事業者に対し、計量証明の事業の実施の方法に関する事業規程を変更すべきことを命ずること。
- (65) 法第一百三十三条の規定に基づき、計量証明事業者に対し、その登録を取り消し、又はその事業の停止を命ずること。
- (66) 法第一百四十一条において準用する法第六十二条第一項の規定による法第八十一条又は第三号から第五号までに掲げる事項の変更の届出を受けること。
- (67) 法第一百四十一条において準用する法第六十五条の規定による計量証明の事業の廃止の届出を受けること。
- (68) 法第一百六十六条第一項の規定に基づき、計量証明検査を行うこと。
- (69) 法第一百六十九条第一項の規定に基づき、特定計量器に計量証明検査済証印を付すること。
- (70) 法第一百六十九条第三項の規定に基づき、特定計量器に付された検定証印等を除去すること。
- (71) 法第二百一十条第一項の規定による計量士の検査を受けた旨の届出を受けること。
- (72) 法第二百一十一条第二項において準用する法第六十六条第二項の規定による計量証明検査機関が計量証明検査を行う事業所の所在地の変更の届出を受けること。
- (73) 法第二百一十七条第一項の規定に基づき、適正計量管理事業所の指定を行うこと。
- (74) 法第二百一十七条第二項の規定による適正計量管理事業所の指定に係る申請書の提出を受けること。
- (75) 法第二百一十七条第三項の規定に基づき、適正計量管理事業所における計量管理の方法の検査を行うこと。
- (76) 法第二百一十七条第四項の規定に基づき、(75)の検査の結果を経済産業大臣に報告すること。
- (77) 法第二百一十七条第四項の規定による同条第三項の検査（特定市町村の長が行うものに限る。）の結果の報告を受けること。
- (78) 法第二百一十一条の規定に基づき、適正計量管理事業所の指定を受けた者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずること。
- (79) 法第二百一十二条の規定に基づき、適正計量管理事業所の指定を受けた者の指定を取り消すこと。
- (80) 法第二百一十三条において準用する法第六十一条第一項の規定による法第二百一十七条第二項各号に掲げる事項の変更の届出を受けること。
- (81) 法第二百一十三条において準用する法第六十五条の規定による適正計量管理事業

所の指定を受けた者からの廃止の届出を受けること。

(82) 法第百四十七条第一項の規定に基づき、届出製造事業所等に対し、その業務に
関し報告させること。

(83) 法第百四十七条第三項の規定に基づき、指定期検査機関又は指定計量証明検
査機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告させること。

(84) 法第百四十八条第一項又は第三項の規定に基づき、当該職員に、届出製造事業
者等の工場等に立ち入らせ、物件を調査させ、又は関係者に質問させること。

(85) 法第百四十九条第一項の規定に基づき、その所在の場所における検査が著しく
困難であると認められる計量器等を提出すべきことを命ずること。

(86) 法第百四十九条第三項の規定に基づき、同条第一項又は第二項の規定による命
令によつて生じた損失を所有者又は占有者に対し補償すること。

(87) 法第百五十条第一項の規定に基づき、特定物象量の表記を抹消すること。

(88) 法第百五十一条第一項の規定に基づき、特定計量器に付された検定証印等を除
去すること。

(89) 法第百五十三条第一項の規定に基づき、車両等装置用計量器に付された装置検
査証印を除去すること。

(90) 法第百五十四条第一項の規定に基づき、特定計量器に付された検定証印等を除
去すること。

(91) 法第百六十条第一項の規定に基づき、検定、装置検査又は基準器検査の合格又
は不合格の処分をすること。

(92) 施行令第三十条第一項の規定による計量行政審議会の認定の申請を受けるこ
と。

(93) 施行令第三十一条の規定による計量士資格認定証の再交付の申請を受けるこ
と。

(94) 施行令第三十二条第一項の規定による計量士の登録の申請を受けること。

(95) 施行令第三十五条の規定による計量士登録証の訂正の申請を受けること。

(96) 施行令第三十六条の規定による計量士登録証の再交付の申請を受けること。

(97) 施行令第三十七条の規定による計量士登録証の返納を受けること。

(98) 施行規則第六条第二項の規定に基づき、同条第一項の届出に係る工場等が所在
する他の都道府県の都道府県知事に当該届出があつた旨を通知すること。

(99) 施行規則第九十六条の規定による報告書の提出を受けること。

第三十七条を削る。

第二章第一節第六目を同款第五目とし、同目の次に次の一目を加える。

第六目 観光スポーツ文化部に属する出先機関

(美術館長委任事項)

第三十七条 美術館長に次に掲げる事務を委任する。

一 美術館の管理に関する事務

この号において山口県立美術館条例(昭和五十四年山口県条例第二号)を「条
例」と、山口県立美術館規則(平成十九年山口県規則第十二号)を「規則」とい
う。

イ 条例第三条各号に掲げる業務を行うこと(条例第十四条第一項第一号から第四
号までに掲げる事務を除く。)

ロ 条例第五条第二項の規定に基づき、休館日に開館し、又は臨時に閉館するこ
と。

ハ 条例第六条第二項の規定に基づき、開館時間を延長し、又は短縮すること。

ニ 条例第七条の規定に基づき、美術品等の観覧の手續を定めること。

ホ 条例第八条の規定に基づき、施設の使用並びに収集美術品等の熟覧、模写、模
造及び撮影を許可し、並びに許可事項の変更を許可すること(条例第十四条第一
項第五号に掲げる事務を除く。)

ヘ 条例第十条の規定に基づき、条例第八条の規定による許可(ホに掲げるものに
係るものに限る。)を取り消すこと。

ト 条例第十三条の規定に基づき、利用者が施設又は収集美術品等を損傷し、又は
亡失した場合において、弁償を命じ、又は弁償金額の全部若しくは一部を免除す
ること。

チ 規則第十条の規定に基づき、美術館の管理について必要な事項を定めること。

第五十四条第八項第一号中イを削り、ロをイとし、八からフまでをロからケまでと
し、コ及びエを削り、同項第二号中イを削り、ロをイとし、八からオまでをロからノま
でとし、ク及びヤを削り、同項第四号イ及びロを次のように改める。

イ 法第十条の規定に基づき、宅地建物取引業者名簿等を一般の閲覧に供すること
(土木建築部住宅課長と共管。)

ロ 宅地建物取引業法施行規則(昭和三十二年建設省令第十二号)第十四条の十三
第三項の規定に基づき、住所のみの変更の場合における宅地建物取引士証の書換
え交付をすること(土木建築部住宅課長と共管。)

第五十四条第十項第一号オ及びクを削る。

第七十二条中第一号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加え
る。

一 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号。以下この号において「法」とい
う。)の施行に関する事務

イ 法附則第四条第一項の規定に基づき、公立の幼保連携型認定こども園の保育教諭等に対し、同項の研修を実施すること。

ロ 法附則第五条第一項の規定に基づき、公立の幼保連携型認定こども園の保育教諭等に対し、十年経験者研修を実施すること。

附 則
この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

職員の仕事の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三十四号

職員の仕事の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の仕事の設置等に関する規則（昭和三十六年山口県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一業務上の職の表中「班長」の下に、「グループリーダー」を加える。
別表第二の二の表班長の項の次に次のように加える。

グループリーダー	上司の命を受けてグループの事務を掌理する。
----------	-----------------------

附 則
この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

現業職員の仕事の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三十五号

現業職員の仕事の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の仕事の給与に関する規則（昭和三十二年山口県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号、第三号及び第五号から第七号までの規定中「職務の級」を「職務の等

級」に改める。

第四条第二項中「職務の級」を「職務の等級」に改め、「標準的な」を削り、「級別標準職務表」を「等級別標準職務表」に改める。

第四条の二の見出しを「（等級別資格基準表）」に改め、同条中「職務の級」を「職務の等級」に、「級別資格基準表」を「等級別資格基準表」に改める。

第五条の二第二項及び第三項中「別表第五」を「別表第四」に改める。

第五条の三第二項中「職務の級」を「職務の等級」に、「級別資格基準表」を「等級別資格基準表」に改め、同条第二項中「級別資格基準表」を「等級別資格基準表」に改め、同条第三項中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

第五条の四第三項中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

第六条第三項中「二号給」を「一号給」に改め、同条第四項中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

第六条の四中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

別表第一中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

別表第二中「級別標準職務表」を「等級別標準職務表」に、「職務の級」を「職務の等級」に改める。

別表第三中「級別資格基準表」を「等級別資格基準表」に、「職務の級」を「職務の等級」に改める。

別表第四中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

別表第五中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

別表第六中「職務の級」を「職務の等級」に改め、同表の備考中「職務の級」を「職務の等級」に改め、「当該職務の級」を「当該職務の等級」に改める。

附 則
この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一般職の職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三十六号

一般職の職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和二十九年山口県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し及び第二条の二（見出しを含む。）中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

別表第一、別表第二の第一号様式から別表第二の第五号様式までの規定、別表第四及び別表第五中「**職階の級**」を「**職階の階級**」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三十七号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成二十八年山口県条例第一号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（条例別表の規則で定める事務）

第二条 条例別表の規則で定める事務は、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五百五十七号）第二条第一号に規定する収入額及び同号に規定する需要額の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務とする。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三十八号

山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

山口県税賦課徴収条例施行規則（昭和四十五年山口県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第十一号中「第十五条第三項」を「第十五条第四項」に改め、同条第十二号中「第十五条第四項前段」を「第十五条の二の第二項」に改め、同条第十三号中「第十五条第四項後段」を「第十五条の二の第二項」に改め、同条第十四号中「第十五条の第二項」を「第十五条の二の第三項」に改め、同条第十六号中「第十五条の五第三項」を「第十五条の五の第二項」に、「第十五条第四項前段」を「第十五条の二の第二項」に改め、同条第十七号中「第十五条の六第二項」を「第十五条の五の第三項」に改め、同条第十九号を第二十四号とし、第十八号を第二十三号とし、第十七号の次に次の五号を加える。

十八 法第十五条の六第一項の規定による申請 換価の猶予申請書（別記第二十五号様式の一）

十九 法第十五条の六第三項において準用する法第十五条第四項の規定による申請 換価の猶予期間延長申請書（別記第二十五号様式の一）

二十 法第十五条の六の二第三項において準用する法第十五条の二の第二項の規定による通知 換価の猶予承認通知書（別記第二十一号様式）又は換価の猶予期間延長承認通知書（別記第二十一号様式）

二十一 法第十五条の六の二第三項において準用する法第十五条の二の第二項の規定による不承認の通知 換価の猶予不承認通知書（別記第二十二号様式）又は換価の猶予期間延長不承認通知書（別記第二十二号様式）

二十二 法第十五条の六の三第二項において準用する法第十五条の三第三項の規定による通知 換価の猶予取消通知書（別記第二十四号様式）

第二十三条第一項第一号及び第二号中「別記第二十号様式」を「別記第五十六号様式」に改める。

第三十三条第三号中「第十五条第四項」を「第十五条の二の第二項」に改める。別記第二十号様式を次のように改める。

第20号様式 (第7条関係)

徴収猶予期間延長申請書

年 月 日

山口県知事様
(山口県税務所長)

住所・居地
(所在地)

氏名
(氏名称者及氏名)

個人番号又は
法人番号

地方税法第15条第 項第 号の規定により、下記の納付(納入)計画のとおり徴収猶予

猶予をされるよう申請します。

記

納付(納入)年度	納付(納入)期別	納付(納入)税目	納付(納入)納期限	納付(納入)税額	納付(納入)延滞金額	納付(納入)加算金額	納付(納入)計	納付(納入)番号
				円	円	円	円	
				円				
				円				
合								
		納付(納入)すべき金額のうち徴収						
		猶予を受けようとする金額						
		地方税法第15条第1項						
		各号のいずれかに該当						
		する事実の詳細						
		一時に納付(納入)す						
		ることのできない事情						
		の詳細又は猶予期間内						
		に納付(納入)すること						
		ができない理由						
納付(納入)計画	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
	円	円	円	円	円	円	円	円
	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
	円	円	円	円	円	円	円	円

猶予期間延長の提供の有無	有・無	山口県税賦課徴収条例第12条第7項第6号に掲げる事項
添付書類		

- 地方税法第15条第1項の規定による徴収猶予の申請をする場合にあつては、同項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合にあつては、地方税法施行令第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

注 1 個人番号又は法人番号は、申請者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号(法人にあつては、同条第15項に規定する法人番号)を記入してください。

2 「山口県税賦課徴収条例第12条第7項第6号に掲げる事項」欄は、猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする地方税法第16条第7項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別な事情があるときは、その事情)を記入してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

辰巳郡十三川町様へ

徴収猶予期間延長承認通知書

徴収猶予期間延長承認通知書
換価の猶予期間延長

年 月 日付けで申請のあった徴収猶予期間の延長予については、地方税法第55条の4第2項、第55条の6第3項、第72条の38の2第2項、第72条の39の2第4項の規定により下記のとおり承認します。

年 月 日付けで申請のあった徴収猶予期間の延長予については、地方税法第55条の6第3項、第72条の38の2第2項、第72条の39の2第4項の規定により下記のとおり承認します。

辰巳郡十三川町様へ

徴収猶予金額
徴収猶予金額
換価の猶予金額

徴収猶予期間延長承認通知書

徴収猶予期間延長承認通知書
換価の猶予期間延長

年 月 日付けで申請のあった徴収猶予期間の延長予については、下記の理由により徴収猶予期間の延長を承認できないので、直ちに納付（納入）してください。

年 月 日付けで申請のあった徴収猶予期間の延長予については、下記の理由により徴収猶予期間の延長を承認できないので、直ちに納付（納入）してください。

徴収猶予申請金額
徴収猶予申請金額
換価の猶予金額

辰巳郡十三川町様へ「第15条の2第2項」を「第15条の2の3第2項」に改定

辰巳郡十三川町様へ
地方税法第15条の3第1項第1号
地方税法第15条の6第3項
地方税法第72条の38の2第2項
地方税法第72条の39の2第4項

地方税法第15条の3第1項第1号
地方税法第15条の6第3項
地方税法第72条の38の2第2項
地方税法第72条の39の2第4項

猶予期間 担保提供の有無	年 月 日から 年 月 日まで	月間
有・無	山口県税賦課徴収条例第12条 第1項第6号に掲げる事項	

別記第五十六号様式を次のように改める。

添付書類

- 1 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- 2 猶予を受けようとする日前 / 年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- 3 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合にあっては、地方税法施行令第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

注 1 個人番号又は法人番号は、申請者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（法人にあつては、同条第5項に規定する法人番号）を記入してください。

なお、個人番号を記入する場合には、左端を空欄にしてください。

2 「山口県税賦課徴収条例第12条第6号に掲げる事項」欄は、猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする地方税法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）を記入してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第56号様式(第23条関係)

徴収猶予期間延長
徴収猶予申請書

年 月 日

山口県知事様
(県税事務所長)

所在地

代表者氏名
法人番号

①
[Blank fields for name and number]

地方税法第72条の38の2第 項の規定により、下記の納付(納入)計画のとおり
徴収猶予をされるよう申請します。
徴収猶予期間の延長
記

年度	期別	税 目	納 期 限	税 額	延滞金額	加算金額	計		番 号	
							円	円		円
合計										
月	日	月	日	円	円	円	月	日	月	日
月	日	月	日	円	円	円	月	日	月	日
月	日	月	日	円	円	円	月	日	月	日

注 法人番号は、申請者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する法人番号を記入してください。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の山口県税賦課徴収条例施行規則に定める様式による徴収猶予申請書を印刷した用紙で残存するものについては、その残存分に限り、これに所要の調整をして使用することができる。

山口県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三十九号

山口県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

山口県産業廃棄物税条例施行規則(平成十五年山口県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第六号中、「第十五条第四項」を、「第十五条の二の二第二項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

山口県文化芸術審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第四十号

山口県文化芸術審議会規則の一部を改正する規則

山口県文化芸術審議会規則(平成十九年山口県規則第四百号)の一部を次のように改正する。

第五条中、「総合企画部スポーツ・文化局文化振興課」を「観光スポーツ文化部文化振興課」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

山口県観光審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第四十一号

山口県観光審議会規則の一部を改正する規則

山口県観光審議会規則（平成二十七年山口県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第八条中「商工労働部観光振興課」を「観光スポーツ文化部観光政策課」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

山口県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第四十二号

山口県会計規則の一部を改正する規則

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一山口県立高森高等学校の項の次に次のように加える。

山口県立下関工業高等学校	山口県立下関工科高等学校
--------------	--------------

別表第三山口県立大津緑洋高等学校の出納員の項の次に次のように加える。

山口県立秋高等学校の出納員	山口県立秋高等学校
---------------	-----------

別表第四の一の項中「十七」を「十六」に改め、同表中七の項を削り、八の項を七の項とし、九の項から十七の項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、別表第四の改正規定は、公布の日から施行する。



山口県訓令第四号

山口県職員健康管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県職員健康管理規程の一部を改正する訓令

山口県職員健康管理規程（昭和五十年山口県訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「、文化振興課」を削り、「長寿社会課及び農林水産政策課」を「観光政策課、文化振興課、農林水産政策課及び都市計画課」に改め、「（県史編さん室を含む。）」を削り、「長寿社会課（ねんりんピック推進室を含む。）」を「観光政策課（観光プロジェクト推進室を含む。）」、文化振興課（県史編さん室を含む。）」に改め、「団体指導室を含む。）」の下に「、都市計画課（全国都市緑化フェア推進室を含む。）」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

山口県訓令第五号

山口県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

平成二十八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県公印規程の一部を改正する訓令

山口県公印規程（昭和三十一年山口県訓令第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一部長印の項中「九」を「一〇」に、「労働政策課長」を「労働政策課長」に改め、同表局長印の項中

労働政策課長 一個
観光政策課長 一個

スポーツ推進課長 一個
三 ことば政策課長 一個
会計課長 一個

二 ことば政策課長 一個
会計課長 一個

め、同表室長印の項中「七」を「八」に、

県史編さん室長 一個
指導監査室長 一個
ねんりんピック推進室長 一個
団体指導室長 一個

指導監査室長 一個
観光プロジェクト推進室長 一個
県史編さん室長 一個
団体指導室長 一個
全国都市緑化フェア推進室長 一個

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

山口県訓令第六号

山口県広報事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

平成二十八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県広報事務取扱規程の一部を改正する訓令

山口県広報事務取扱規程（昭和四十年山口県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「商工労働部商政課」を「商工労働部商政課 観光スポーツ文化部観光政策課」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

山口県訓令第七号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

山口県都市計画推進協議会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県都市計画推進協議会規程の一部を改正する訓令

山口県都市計画推進協議会規程（昭和四十四年山口県訓令第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「商工労働部長」を「商工労働部長 観光スポーツ文化部長」に改める。
別表第二商工労働部の項中「交通政策課長」を削り、同項の次に次のように加える。

観光スポーツ文化部 交通政策課長

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。



山口県企業管理規程第三号

山口県企業局の組織等に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

山口県公営企業管理者 弘 中 勝 久

山口県企業局の組織等に関する規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局の組織等に関する規程（昭和四十九年山口県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第四条の表総務課の項第三号中、「職階制」を削り、「服務」の下に、「退職管理」を加え、同項第四号中「研修及び勤務成績の評定」を「人事評価及び研修」に改める。

第六条第一項の表山口県企業局西部利水事務所の部の次に次のように加える。

山口県企業局 東部発電事務所		発電課	第一発電班 第二発電班 第三発電班
		ダム管理課	

第六条第二項中「それぞれ」を削り、同項の表山口県企業局東部発電事務所の項を削る。

第七条第一項の表山口県企業局東部発電事務所の項を削る。

第七条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 山口県企業局東部発電事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。

課	分 掌 事 務
発 電 課	一 発電及び給電に関すること。 二 発電、変電及び送電の施設の維持管理に関すること。 三 その他管理者が定める事項に関すること。
ダム管理課	一 貯留水の利用に関すること。 二 貯留水の調整に関すること。 三 貯水池、水路、水門その他水越ダムに係る施設の維持管理

四 その他管理者が定める事項に関すること。

附 則

この管理規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

山口県企業管理規程第四号

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

山口県公営企業管理者 弘 中 勝 久

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員就業規程（昭和四十年山口県企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第十条第十四号中「である」を「に勤務することが著しく困難な」に、「一月に」を「一回につき」に改める。

第二十二条の見出しを「（営利企業への従事等に係る許可の申請手続）」に改め、同条中「営利企業等に従事しよう」とを「営利企業への従事等をしよう」とに、「その従事しようとする」を「当該営利企業への従事等に係る」に、「従事すること」を「当該営利企業への従事等」に改める。

第二十九条の見出しを「（人事評価）」に改め、同条中「勤務成績の評定」を「人事評価」に改める。

附 則

この管理規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

山口県企業管理規程第五号

山口県企業局職員給与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

山口県公営企業管理者 弘 中 勝 久

山口県企業局職員給与規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員給与規程（昭和四十一年山口県企業管理規程第五号）の一部を次の

ように改正する。
 第二条第一項中、「第七条第一項第一号」を、「第四条第一項第一号」に、「第七条第一項に規定する」を、「第四条第一項に規定する」に改め、同条第二項中、「級別標準職務及び級別職務区分」を、「等級別基準職務及び等級別職務区分」に改める。
 第四条第三項中、「職務の級」を、「職務の等級」に改める。
 別表第一及び別表第二を次のように改める。
 別表第一（第二条関係）
 行政職給料表等級別基準職務表

三級	主任の職務 主任主事の職務	主任の職務 主任主事の職務
職務の等級	職	務
九級	困難な業務を所掌する局長の職務	
八級	局長の職務	
七級	3 2 1 同次長の職務 審議監の職務 困難な業務を所掌する課長の職務	
六級	2 1 課長の職務 困難な業務を処理する主査の職務	
五級	相当困難な業務を処理する主査の職務	
四級	2 1 主査の職務 困難な業務を分掌する主任の職務	
三級	2 1 主任の職務 主任主事又は主任技師の職務	
二級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	
一級	定型的な業務を行う職務	

平成二十八年三月三十一日印刷
 平成二十八年三月三十一日発行

発行人所 山口県知事

別表第二（第二条関係）
 行政職給料表等級別職務区分表

九級	八級の項に掲げる職務で特に認めるもの	主任技師の職務
八級	局長の職務 七級の項に掲げる職務で特に認めるもの	主査の職務 三級の項に掲げる職務で特に認めるもの
七級	六級の項に掲げる職務で特に認めるもの 同次長の職務 審議監の職務 参事の職務	課長の職務 事業所長の職務 企画監の職務 調整監の職務 副課長の職務 事業所次長の職務 主幹の職務
六級	五級の項に掲げる職務で特に認めるもの	四級の項に掲げる職務で特に認めるもの
五級		
四級		
三級		
二級		
一級		

別表第四中「職務の級」を「職務の等級」に改める。
 附則
 この管理規程は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項の改正規定は、同年三月三十一日から施行する。